

エコマーク商品類型 No.138「建築製品（材料系の資材）Version1.9」認定基準書

分類 A-1 ～建築用石材～

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、2002年4月20日制定のエコマーク商品類型 No.123「再生材料を使用した建築用製品」を見直し、従来より推奨してきた再生材料を使用した製品にとどまらず、有害化学物質の使用抑制、省エネルギーといった観点など、製品ライフサイクルの概念の導入に伴う環境配慮の総合的評価を行い、あらためて認定基準として制定したものである。

社会状況においても、循環型社会形成推進基本法ならびにグリーン購入法などが制定され、建設業界は、標準的な指針などとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」（2002年7月）を作成し、より積極的な環境保全活動を推進する取組みを示している。このような状況を踏まえ、エコマークでは引き続き建築製品について採り上げ、環境に配慮した建築製品の普及推進を図る。

2. 適用範囲

□日本工業規格「テラゾ」JIS A 5411（壁材、床材などの建築資材を対象とする。）

セメントに種石を混入硬化させたものの表面を加工し、天然石に似せたもの。ただし、種石として、新規に採取した天然石を使用したものは対象外とする。

□使用済天然石や天然石の端材を再利用した建築材料（壁材など）

注)「タイル、れんがおよび平板」はエコマーク商品類型 No.109「タイル・ブロック」で扱う。

注2)「擬石」（テラゾを除く）はエコマーク商品類型 No.131「土木製品」で扱う。

注3)「擬岩」に分類されるものは対象外とする。

3. 用語の定義

再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。ただし、本商品類型は、産業活動に伴い発生する天然石の端材などを再生材料に含めることとする。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程(工場)内で原料として使用されるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。

再生材料配合率	製品の全原料(添加剤などの副原料および粘土、樹脂、セメントなどの結合材を含む)に対する再生材料の使用割合(質量%)。 すなわち、再生材料配合率=再生材料/全原料、である。 水分を含むものは乾燥質量を用い、焼成品および溶融品は加熱により燃焼減量する質量を除いて算出した値とする。ただし、セメントを用いる製品は、全原料に混練水を含め、これにより求めた値とする。 すなわち、再生材料配合率=再生材料/混練水を含めた全原料、となる。
添加剤	製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
使用済天然石	建築物の解体などに伴い発生する、建築物などに使用されていた天然石。

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、表1に定めた再生材料種のいずれかを単独で、または複数の再生材料を複合的に配合し、再生材料配合率が、製品質量全体の50%以上であること。

表1 再生材料種

再生材料種
使用済天然石
天然石の端材
石膏(脱硫酸石膏を含む)
ガラス
プラスチック

【証明方法】

申込者は付属証明書へ配合している再生材料の種類を記入し、再生材料の配合率に関する証明書を提出すること。また、原料供給者発行の原料供給証明書を提出すること。

- (2) 製品は、重金属など有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第三に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する溶出量基準に適合すること。ただし、使用済天然石および天然石の端材のみで構成する製品は本項目を適用しない。

【証明方法】

製品からの当該物質の溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。材料毎に試験を行う場合は、当該物質を含有しないことが明らかな材料については、材料事業者または申込者による当該物質を含有しないことの証明でも可とする。ただし、再生材料については試験を省略できない。

(3) 製品は、アスベストを含有しないこと。

建築物の解体に伴って廃棄された石膏ボードをリサイクルした製品は、アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去すること。なお、除外すべき具体的な廃石膏ボードは、「石膏ボード製品におけるアスベストの含有について」（社団法人 石膏ボード工業会）、「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（建設副産物リサイクル広報推進会議）などを参考に選定すること。

石膏ボード加工製品の製造工場や新築工事現場で廃棄された石膏ボードのみをリサイクルした製品は、再生材料にアスベストが含有していないので、分析を行う必要はない。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目の適合状況を記入すること。アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去している場合は、分別・除去の具体的な方法を報告すること。なお、分析調査による判定の場合は、トレモライト等6種の石綿が0.1%を超えて含有しないことを平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」で示されている「JIS A1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（2008）などに準拠する方法によること。

(4) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

ただし、使用済天然石のみで構成する製品は本項目を適用しない。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1)工場が立地している地域に係る環境法規等の一覧
 - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3)記録文書の保管について定めたもの
 - 4)再発防止策(今後の予防策)
 - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (5) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。ただし、使用済天然石のみで構成する製品は本項目を適用しない。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルの見本を提出すること。施工からリサイクルまでのライフステージのうち、マニュアルへの記載をすることができない箇所については、理由を説明すること。

- (6) 製品は、使用后、さらにリサイクル可能であること。

【証明方法】

主材料のリサイクル方法について説明すること。

- (7) 製品に難燃剤を使用する場合には、PBB (ポリ臭化ビフェニール)、PBDE (ポリ臭化ジフェニルエーテル) および短鎖塩素化パラフィン (鎖状 C 数が 10~13、含有塩素濃度が 50%以上) を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (8) ガラス・コンクリート混和の無焼成品は、アルカリ骨材反応抑制対策(平成14年8月国土交通省)に準じ、アルカリ骨材反応の抑制対策を実施していること。ガラスを混和後に焼成、コーティングなどの無害化処理を施し、無焼成品に利用する製品は、無害化試験不要とする。

【証明方法】

ガラス・コンクリート混和の無焼成品はアルカリ骨材反応抑制対策に準じ、JIS A 1145(化学法)、JIS A 1146 (モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート付属書7、8)によるアルカリ骨材反応の確認・抑制対策に関する無害化試験の結果、抑制対策の説明書などを提出すること。

ガラスを混和後に焼成、コーティングなど無害化処理を施し、無焼成品に利用する製品は、付属証明書にその旨記載すること。ガラス・コンクリート混和を行っていない製品は、付属証明書にその旨記載すること。

- (9) テラゾは、JIS A 5411に適合していること。その他の製品は、公的な品質規格あるいは自社規格などに基づいて品質が確認されていること。

【証明方法】

申込者は、該当する JIS 規格、自社規格などに適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JIS などの認定を受けている場合は、JIS などの認定の写しを提出することで基準への適合の証明に代えることができるものとする。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は、テラゾとその他の建築材料を別申込とし、且つブランド名毎とする。色、寸法の大小による区分は行わない。
- (2) マークの下段表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」(2011年3月1日制定施行)に従い、マークと認定情報による表示(Bタイプの表示)を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

環境情報表示は、二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「再生材料・〇〇%」もしくは「再生材料・〇〇%以上」、二段目に「再生材料の名称(表2のとおりとし、複数の場合、多い順に上位2種まで)」と記載すること。〇〇%は製品全体に占める再生材料の数値を記載すること(小数点以下は切り捨てとする。同一商品区分内で再生材料の配合率が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること)。なお、〇〇%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。

表 2 再生材料種と表示する材料名

再生材料種	表示する材料名
使用済天然石	石材
天然石の端材	石材
廃石膏	石膏
ガラス	ガラス
プラスチック	プラスチック

以下に例を示す。



(株)××××(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇号(数字のみでも可)

2007年 5月 5日	制定予定(Version1.0)
2007年 11月 1日	改定(4-1.(2)(6)version1.1)
2008年 8月 21日	改定(4-1.(3)(5)version1.3)
2010年 3月 15日	有効期限延長
2011年 3月 1日	改定(5. (2)version1.6)
2012年 1月 15日	改定(分類 D-1・2 の追加 Version1.7)
2012年 6月 15日	改定(5. (3)削除、4-1. (7)追加 version1.9)
2016年 3月 15日	有効期限延長
2022年 12月 31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。